

血漿成分採	一七 (略)	血漿成分採	一七 (略)
血	八 過去五週以内に行われた血漿成分採血の回数と血小板成分採血の回数に二を乗じて得たものとの和が二四回以上である者	血	八 過去一年以内に行われた血漿成分採血の回数と血小板成分採血の回数に二を乗じて得たものとの和が二四回以上である者
血小板成分採	一〇 (略)	血小板成分採	一〇 (略)
血	一 過去五週以内に行われた血漿成分採血の回数と血小板成分採血の回数に二を乗じて得たものとの和が二三回以上である者	血	一 過去一年以内に行われた血漿成分採血の回数と血小板成分採血の回数に二を乗じて得たものとの和が二三回以上である者
	二一四 (略)		二一四 (略)

附則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

規則

人事院は、一般職の職員との給与に関する法律に基づき、人事院規則九一三〇(特殊勤務手当)の一部改正に關し次の人事院規則を制定する。

人事院規則九一三〇(特殊勤務手当)の一部を改正する人事院規則

人事院規則九一三〇(特殊勤務手当)の一部を改正する人事院規則

第二十三条第一項第二号中「宮崎空港事務所」を削り、同項第三号中「若しくは北九州空港事務所」を「北九州空港事務所若しくは宮崎空港事務所」に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一七〇(管理職員等の範囲)の一部改正に關し次の人事院規則を制定する。

人事院規則一七〇(管理職員等の範囲)の一部を改正する人事院規則

別表総務省の部内部部局の項中「情報流通高度化推進室長 情報セキュリティ対策室長」を「情報活用支援室長 情報流通高度化推進室長」に、「保険計理監理官」を「保険計理監理官 プロードバンド整備推進室長」に改める。

別表財務省の部内部部局の項中「財務調整官」を削り、「特殊関税調査室長」を「特殊関税調査室長 原産地規則室長」に改め、同部財務局の項中「合同庁舎管理室長」を「合同庁舎管理室長 企

画調整官(職員団体に關する事務を担当する者に限る。)に、「合同庁舎管理専門官」を「合同庁舎管理専門官」に、「合同庁舎管理専門官」を削り、「金融調整官」を「金融調整官 国有財産調整官」に改め、「金融調整官」を「金融調整官 国有財産調整官 特別国有財産管理官 統括国有財産管理官」に改め、「統括国有財産管理官」及び「特別国有財産管理官」を削り、同部財務支局の項中「合同庁舎管理官」を「合同庁舎管理官 上席調査官(主計課長の職務全般についてこれを直接補佐する者に限る。)」に改め、「金融調整官」を削り、「上席調査官(主計課長の職務全般についてこれを直接補佐する者に限る。)」を「金融調整官」に改め、同部財務事務所の項中「課長補佐(管理)」の下に「千葉財務事務所総務課」を加え、同部税関の項中「厚生管理官」を「システム企画調整室長 厚生管理官」を削り、「情報管理室長 システム企画調整室長」を「情報分析室長 情報管理室長 統括調査官」に改め、「統括システム企画調整官」を削り、同部沖繩地区税関支署の項中「支署長」を「支署次長」に改める。

別表中央労働委員会の部事務局の項中「事務局長」を「審議官」に改める。

別表農林水産省の部内部部局の項中「サイバーセキュリティ・情報化審議官」を「サイバーセキュリティ・情報化審議官 輸出促進審議官」に改める。

別表経済産業省の部内部部局の項中「技術総括審議官 商務流通保安審議官」を「技術総括・保安審議官 商務・サービス審議官」に、「業務管理官」を「国会事務連絡調整官 業務管理官」に、「情報システム室長」を「海外広報官 情報システム室長」に、「経済産業調査官 企業財務室長」を「経済産業調査官 統計企画調査官 企業財務室長」に、「地方調査企画官」を「地方調査企画官 統括地域活性化企画官 地域活性化企画官 工業用水道計画官」に、「アフリカ室長」を「アフリカ室長 南西アジア室長」に、「投資交流企画官 財務局長」を「投資交流企画官 資金協力室長」に、「情報調査室長」を「情報調査室長 統括安全保障貿易調査官」に、「計量行政室長 環境指導室長 環境調和産業・技術室長」を「エネルギー・環境イノベーション戦略室長 計量行政室長 環境指導室長」に、「サービス産業室長 商取引検査室長」